

都市、郡及び区番号の指定基準について

アワード規約別表 2、別表 3 及び別表 4 の都市番号、郡番号及び区番号は、下記の基準により指定するものとする。

記

- 1 都市、郡及び区が新たに設置された場合は、新番号を指定する。
- 2 都市、郡及び区がその境界を変更し、かつ、名称の変更がない場合は、番号はそのままとする。
- 3 都市、郡及び区の名称が変更された場合は新番号を指定する。
- 4 合併（合体及び編入をいう。）によって都市、郡及び区が廃止された場合、その番号は消滅番号とする。
- 5 都市又は郡の新番号制定にあたっては、官報の告示順とする。
- 6 区の新番号指定にあたっては、当該自治体条例等の記載順とする。

1980 年 10 月 25 日制定

2019 年 2 月 4 日最終改正